

# 「アイヌ民族の学習」をすすめるために

西村浩充

**要約** 北海道教職員組合は2009年から、全道すべての学校において「アイヌ民族の学習」を深めるために『「アイヌ民族の学習」をすすめるための指針』の作成や「アイヌ民族についての連続講座」の開催などのとりくみをすすめてきた。『指針』『連続講座』の概要、およびアンケート結果にもとづく現場でのとりくみ状況などについて報告する。

## はじめに

北海道教職員組合（以下、北教組）は、1965年から「アイヌ民族教育検討委員会」を設置し、教育現場の実践研究者らを中心に「アイヌ民族に関する教材づくり」をすすめ、教研集会等において実践交流を続けてきた。また1993年には国際先住民年とする国連決議が採択されたことを契機に、改めてアイヌ民族に関する教育の必要性を確認し、「アイヌ民族についての連続講座」を開催するなど、北海道の地域課題としてアイヌ民族に学ぶ観点を示すとともに総合学習を中心とした具体的な学習内容などを提起してきた。

しかしながら、アイヌ民族とゆかりの深い地域や学校では積極的な実践がすすめられたものの、全道的な広がりには至らなかった。

国連総会は2007年、「国連先住民権利宣言」を決議し、日本は2008年に衆参両議院において「アイヌ民族を先住民とすることを求める国会決議」を全会一致で採択するなど、国内外問わず先住民の権利回復に向けた気運が高まった。

北教組は、北海道に居住する教職員として、同化政策がアイヌ語を奪い、民族の生活や文化を否定し、民族の尊厳を蔑ろにしてきた歴史を

とらえ返すとともに、改めてアイヌ民族が創り上げてきた生活や文化、歴史に学び、多文化に触れるなかで人権教育を深化させていくことがきわめて重要であるとして、2009年に「アイヌ民族に関する人権教育検討委員会」を立ち上げた。2010年8月には入門的な実践プランや道内の博物館・資料館情報などを盛り込んだ『「アイヌ民族の学習」をすすめるための指針』（以下、『指針』）を発行し、すべての学校において「アイヌ民族の学習」にとりくむことを提起した。

## 1 「アイヌ民族の学習」をすすめるための指針（概要）

### 1 なぜ、「アイヌ民族の学習」か

「単一民族・単一言語」、「単一文化」を前提とした今の社会や教育のなかで作りだされていった「民族差別」。そうしたなかでアイヌ民族にルーツを持つ子どもが自らを否定することなく、「アイヌ民族」を選択できるための「キーワード」は何か。

アイヌは社会的少数者であるだけでなく先住民である。アイヌ民族の基本的な人権には先住民権をとりもどす権利も認められなければならない。そのことを市民が認識するための「キーワード」は何か。

## 4. 博物館・資料館の利用

全道には、多くの博物館・資料館・郷土館などがある。その中から、アイヌ民族に関する展示のある施設をリストアップしてみた。地域見学や修見学旅行の立案などの際にご活用いただければと思う。

ただし、施設によって、展示内容やテーマ、展示の仕方など、アイヌ民族の展示に対する力の入れ方は様々であり、リストにない施設でも、常設展示は行われていないが資料を収蔵していたり、学芸員や解説員による説明が可能な施設もある。

各施設の利用の際は、必ず事前に問い合わせ、どのような学習が可能かを確認されたい。

### (1) 道央（札幌・石狩・後志・空知・胆振・日高）地区

施設名	連絡先	備考
北海道開拓記念館	札幌市厚別区厚別町小野幌53 011-898-0456	「アイヌ文化の成立」「蝦夷地のころ」といったテーマで詳しく解説している。
北海道大学北方生物圏 フィールド科学センター植物園	札幌市中央区北3西8 011-251-8010	明治・大正期に集められた最古のアイヌコレクションがある。
北海道立アイヌ総合センター アイヌ民族展示室	札幌市中央区北2西7 かでの2・7 011-221-0462	文化や民具の展示だけでなく、アイヌ史にかかわる展示がある。
札幌市アイヌ文化交流センター (サッポロ・ピリカコタン)	札幌市南区小金湯27 011-596-5961	見る・聞く・触れるといった、体験型の学習ができる施設となっている。
江別市郷土資料館	江別市緑町西1-38 011-385-6466	樺太アイヌの対雁移住についてパネルで紹介している。
千歳サケのふるさと館 インディアン水車公園内	千歳市花園2 0123-42-3001	アイヌとサケに関わって鮭皮靴(チェヅケリ)などが展示されている。
恵庭市郷土資料館	恵庭市南島松157-2 0123-37-1288	民具や出土物についてコーナーを設けて展示している。
石狩市浜益郷土資料館	石狩市浜益区 0133-79-2402	アイヌ民具の展示あり。
小樽市総合博物館(運河館)	小樽市色内2-1-20 0134-33-2439	アイヌ民具や衣服、アイヌ風俗画などの展示がある。
よいち水産博物館	余市町入舟21 0135-22-6187	民具や衣服などのほか、国内に数点しかないカムイギリが展示されている。
岩内町郷土館	岩内町清住5-3 0135-62-3125	民具や漁場請負に関する展示がある。
栗山町開拓記念館	栗山町角田60-4 0123-72-6035	大正時代、町内から発掘された7つの「鍬形」の一つを展示。
星の降る里百年記念館	芦別市北4東1 0124-24-2121	衣服や民具などの展示あり。
財団法人アイヌ民族博物館 (白老ポロトコタン)	白老町若草町2-3-4 0144-82-3914	アイヌ民族の伝統文化について様々なかたちで学習できる。
昭和新山アイヌ記念館	壮瞥町字昭和新山 0142-75-2053	チセの見学や踊りの見学ができる。

北海道の歴史は、開拓使が設置された1869年から始まるわけではない。北海道の大地に住む私たちにとって、「郷土の発展に尽くした人物」を教える歴史学習、和人中心の歴史学習だけでは「正しい」歴史認識は培われない。それを乗り越える「キーワード」は何か。

それは、私たちの手による「教育」に他ならない。子どもや地域に寄りそった教育実践を自主編成運動としてすすめてきた私たちだからこそ、今こそ「アイヌ民族の学習」にとりくむことが重要である。

## 2 「アイヌ民族の学習」の現状

北教組は2010年3月、「アイヌ民族の学習」の現状を明らかにするため、全分会を対象に「アイヌ民族の学習」にかかわる調査を実施した。その結果、60%の学校でアイヌ民族にかかわる教育実践が行われていることがわかった。しかし、地域ごとの実践状況には、依然として大きな格差が見られた。

実践の観点として「歴史学習として必要」「先住民族だから」「人権学習として」などとしている一方で「副読本にあるから」「教科書に記載があるから」といった消極的な姿勢もうかがわれた。

差別の実態については、96%が「認識していない」とし、アイヌ民族当事者からの指摘や「北海道アイヌ生活実態調査」と乖離した結果となった。授業実践率の高い地域は差別の実態を認識している割合も高いことから、教育実践を通して教職員の差別を見抜く人権意識を高めていく必要がある。

## 3 教科書や副読本における「アイヌ民族の学習」の到達点と課題

2011年度版小学校6年生の社会科教科書では、アイヌ文化の伝承活動の様子や「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択

についての記述が追加されるなど、十分とは言えないが国内外情勢を反映した記述が増えている。また、人権問題としての側面から、数社が「アイヌ民族への偏見と差別が強められた」など、より明確な表現に改めている。

また道内各市町村で作成されている副読本については、取り上げている内容・分量の差はあるものの、ほとんどの副読本が「文化・生活・歴史」などを中心に記載している。アイヌ民族に対する「誤った」固定概念からくる記載や「図・写真」解説の間違いがあり、実際に授業で使用する際や今後の改訂には注意が必要である。例えば、さまざまなアイヌの風俗画はそれを描いた和人の「アイヌに対するイメージ」であること意識することが必要である。

## 4 教研から見る到達点と課題

これまで合同教育研究全道集会では、「人権」「歴史」「文化」などの側面からアイヌ民族について活発な論議がなされてきた。第49次合同教研では共同研究者より、①アイヌ民族は北海道・サハリン・千島列島の先住民族である、②明治政府によって土地を奪われ生活の糧を奪われた、③和人の政策的・意図的な差別・偏見によって過去から現在に至るまで多くのアイヌ民族が苦しんでいる、④アイヌ民族は自然とともに生きてきたためいろいろな精神文化が培われてきた、⑤アイヌ民族は自分たちの人権回復のために現在も努力を続けている、⑥日本の国はそれぞれ異なる歴史や文化をもった民族が住んでいることを観点に、アイヌ民族が現在を生きている民族であるということに留意しつつ、「アイヌ民族の人権確立の教育」をすすめることが提起された。

今では「現代のアイヌを見つめる」「現代文明社会をどう見るか」「アイヌ史を日本史の中に組み込む」「先住権を基本的人権の尊重の一

つとして扱う」などとした観点からの実践の必要性が論議されている。

## 5 「アイヌ民族の学習」の方法

「アイヌ民族の学習」をすすめるにあたって、アンケートで意見が割れたのが「入り口論」である。

かつて独立した居住圏を持っていたアイヌ民族が和人の侵略によって「同化」させられ、差別と偏見のなかで生きてきた事実は重く、「アイヌ民族として生きることを避けている」「親が子にアイヌであることを知らせていない」などの現実を踏まえることが必要である。しかし、差別や人権問題を先行させた結果、かえって差別の壁にぶちあたってしまった例も少なくない。

「アイヌ民族の学習」の「入り口」は一つではない。当たり前なことだが、子どもの思いや保護者・地域の実態に応じてとりくむことが重要である。「文化から学ぶ」「歴史から学ぶ」「人権問題として扱う」など、「入り口」はさまざまでも、そのめざす方向は基本的な人権の尊重を基盤とする憲法の理念を「アイヌ民族の学習」においても具現化していくことを忘れてはならない。それは、将来の日本、世界を担う子どもたちを「人権を尊重する社会」の主権者として育むものである。

## 6 実践資料編

### ①『アイヌ民族：歴史と現在』（財）アイヌ文化振興・研究推進機構編

アイヌ民族に関する文化と歴史のほぼ全分野をとりあつかった副読本として十分に参考となるものである。2010年度には全道の小学校4年生担任と中学校社会科教員「教師用指導書」も配布されている（全国の小中学校には1冊ずつ配布されている）。

### ②アイヌ語かるた 北海道教育大学旭川校アイヌ語教材研究会作成

基本単語（名詞）45語をかるたにし、ゲームを通して楽しくアイヌ語を覚えることができる。総合や生活科、「外国語活動」などでの活用が期待できる。

### ③アイヌ民族の歌

「チュプカワ カムイ ラン（ロク ウポポ：座り歌）」「ハハヒエヒエ」「カネポンクト」「バッタリ イウタ ウポポ（豊作を喜ぶ歌）」の4曲を収録した。

### ④説明文 平山裕人著『アイヌの学習にチャレンジ』より

「アイヌに自然保護という考えはない」と題する説明文を読んで、アイヌの精神文化について考えていく教材である。過度な「自然保護思想」「平和思想」など、アイヌ民族に対する固定概念を覆し、改めて自然とともに生きるアイヌの姿が浮き彫りになる。

### ⑤アイヌ文様のししゅう

小学校6年生の家庭科で実践された指導案と実践後の話し合いを収録した。小学校5年生の「運針」の題材としても活用できる。

### ⑥アイヌ文様の切り絵

切り絵によるアイヌ文様作りは、簡単な模様から複雑なものまで、子どもの実態に応じてとりくむことができる内容である。子どもたちは、アイヌ文様を切り開いた瞬間、そのデザインの見事さに歓声をあげる。異文化との最初の出会いが肯定的であるか否かは、以後の異文化認識に大きな影響を与える。

### ⑦その他

各教科や自治的諸活動などのなかで実践された例を取り上げた。「サケ漁の体験学習」や「イチャルバ（先祖供養）の儀式に参加」など特色ある教育活動を行っている地域もある。「道徳」の時間に、アイヌ民族の歴史に

焦点をあて、「人権学習」を行ったところもある。

## 7 博物館・資料館の利用

北海道にはアイヌ民族に関する展示のある博物館・資料館・郷土館が多数ある。当然のことながら、施設によって展示内容やテーマなどさまざまであることから、どのような学習が可能なかを事前に確認することが必要である。また、常設展示は行っていないくても、資料を収蔵していたり、学芸員などによる説明が可能である施設もある。

## 2 「アイヌ民族についての連続講座」のとりくみ

北教組は、地域によって「アイヌ民族の学習」に対するとりくみ状況に格差があることを踏まえ、2010～11年度に「アイヌ民族についての連続講座」を開催してきた。第1回の札幌市を皮切りに第6回の北見市まで、「若い組合員」を中心にのべ600名以上が参加し学習を深めた。

### 1 第1回 2010年4月23日 札幌市

アイヌ協会副理事長の阿部ユポさんを講師に「アイヌ民族にかかわる先住権と教育について」と題した講演を行った。

1996年から国連の「先住民作業部会」に参加している阿部さんは、国際的な見地から日本政府の先住民族の権利に対する消極的な姿勢について厳しく批判し、「将来主権者となる子どもたちに先住民族に関する歴史や文化などについて正しく教えてほしい」と訴えた。

### 2 第2回 2010年8月30日 札幌市

平取アイヌ文化保存会事務局長で北教組共同研究者でもある貝澤耕一さんを講師に、「北海道の教職員に望むこと」と題した講演と『ア

イヌ民族の学習』をすすめるための指針』についての学習会を行った。貝澤さんは冒頭で「北海道に住んでいる教職員がまず、北海道の本当の歴史を学んでほしい。そして子どもたちに正しく伝えてほしい」と訴えるとともに、父である貝澤正さんの遺志を受け継ぎ、萱野茂さんとともにたたかい、「アイヌは先住民族である」とした判決を勝ちとった二風谷ダム裁判の意義について話した。

### 3 第3回 2010年10月29日 札幌市

アイヌ文化伝承者の野本久栄さんを講師に、「アイヌ民族として学校教育に期待すること」と題して講演を行った。野本さんは、アイヌに対する差別や偏見を恐れる家族の心配もあるなかで、「本物に触れさせることが大切である」という信念のもとで千歳市立末広小学校の「アイヌ文化学習」に長年携わってきた経緯を話し、具体的な実践や子どもの様子などを交えながら、アイヌ文化を学ぶ面白さを訴えた。

### 4 第4回 2011年3月12日 旭川市

川村カ子トアイヌ記念館館長の川村兼一さんを講師に「アイヌ文化について」と題して講演を行った。川村さんは北海道に現存する意味を取り違えたアイヌ語地名を例にあげ、アイヌ語の正しい意味について話した。また、今も繰り返されるアイヌに対する差別と偏見が、現代においてもアイヌがアイヌと名乗れない状況をつ



くりだしていることを訴えた。

講演の後には、川村さんを講師に「ムックリ（口琴）づくり」、旭川AIU（アイヌ・イタカニ・イタクペ・ウエカラパ：アイヌ語で話す者の集まり）サークルの学生を講師に「アイヌ語かるた遊び」、文化伝承者の杉村フサさんを講師に「舞踊体験」などの実技講習を行った。

参加者は、「カルタも舞踊も初体験だった。まず教職員がアイヌを知る、学ぶことが大切だと思った」「ムックリ作りは大変だったが貴重な体験ができた。授業で活用したい」など、文化に「実際に触れる」ことの重要性・必要性について改めて確認した。

## 5 第5回 2011年9月17日 函館市

アイヌ・アートプロジェクト代表の結城<sup>ゆうき</sup>幸司さんを講師に「アイヌ民族の今」と題した講演を行った。結城さんは自らの半生を語り、差別と偏見のなかで生きてきたアイヌ民族の誇りをとりもどすためにも、アイヌとその隣にある日本文化の重要性を伝える教育の大切さを訴えた。

前回に引き続き、講演の後にはアイヌ民族に関する人権教育検討委員を講師に「ムックリづくり」の実技講習と検討委員が実際に授業で使ったプリント「北海道の地名」など豊富な教材をもとに学習会を行った。

## 6 第6回 2011年11月4日 北見市

北海道アイヌ協会理事の秋辺日出男さんを講師に「今こそ、『アイヌ民族の学習』をすすめるよう」と題して講演を行った。秋辺さんは、「北海道の歴史を正しく認識することは道産子としての権利である」として、アイヌとともに「アイヌ学習」をすすめることを提案し、お互いが認め合う社会をつくるためには教育の力が必要であることを訴えた。

## 7 連続講座をふりかえって

アイヌ民族当事者を講師にした講演と実技講習、検討委員会からの授業プラン提起など、2年間で6回の講座開催を通して、「アイヌ民族の学習」は徐々に広がりを見せてきている。とりわけ「本物に触れる大切さ」を実感するために「実技講座」を開催したことは、現場組合員からも高い評価を得られた。合同教育研究全道集会においても、それまでは平均2～3本だった「アイヌ民族の学習」に関わるレポートもこの2年間で7～8本までに増えてきた。

## 3 今後の課題—『アイヌ民族の学習』の現状と課題—から

北教組「アイヌ民族に関する人権教育検討委員会」は、2年間のとりくみを踏まえ自主編成運動のさらなる強化をめざすため、2012年度『「アイヌ民族の学習」をすすめるための指針2』（以下、『指針2』）を発行することとした。

『指針2』では、「アイヌ民族と人権」と題した学習資料や各地域でとりくまれてきた創意ある実践プラン、自主教材の紹介とともに、2011年2月に行われた「日教組人権教育実践交流集会」における竹内美由起さんの講演を踏まえ、人権教育を強化する観点から、「アイヌ民族差別を問い共生をめざす実践プラン」を提起している。

紙面の都合上『指針2』には掲載することができなかった『「アイヌ民族の学習」の現状と課題』等（全道組合員には各分会1部で別途配布）をもって、「今後の課題」としたい。

### 1 アンケートの概要

北教組は『指針』などを活用した現場でのとりくみ状況とさらなる課題を明らかにするため、2010年度とほぼ同内容のアンケートを2012

年3月に行った。

今回実施したアンケートの回収率は43%と、前回よりも3ポイント低下したものの、記述欄の回答が大幅に増加したことにより、とりくみの現状と各項目についての問題点が一層明確になった。

とりわけ前回調査では、学年・領域を問わずに実践内容一般について回答を求めたが、今回は実践を行った学年や教科について記述を要求した。その結果、小中学校別の実施学年や領域について詳細なデータを得ることができ、学年や領域に応じた実践の強化に結びつく対応が可能となった。

以下、各アンケート項目に沿って、前回調査の結果と比較しながら主な傾向について分析を行う。

## 2 アイヌ民族に関する授業（学習）の実践について

「アイヌ民族に関する授業（学習）の実践」については、「実施した」という回答が全体で前回よりも9ポイント増えた。

学校別で見ると（図1）、中学校は横ばいであるが、小中併置・養護・高校が13ポイント増、小学校も11ポイント増となっているが、分会数で全回答の65%を占める小学校で大きな伸びを見せたのが、全体での実施率を押し上げたかたちとなっている。

今回、小学校を中心に実践が拡大した要因に

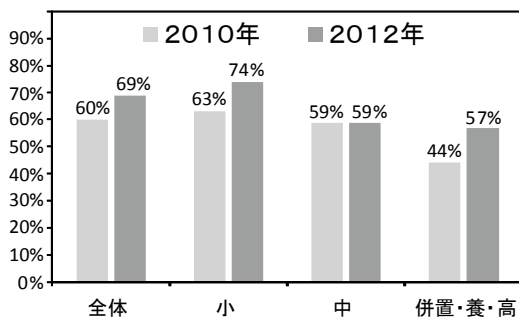


図1 アイヌ民族に関する授業（学習）をした

は様々あるが、第一に、全分会にアンケートをとるという働きかけを契機に、従来から存在していた「実践の必要性」という意識が顕在化したことがあげられる。

第二には、各支部が過去積み上げてきた実践の継承がアイヌ民族の権利回復などの運動と連動し、アイヌ民族関連団体や行政の主催する催事や研修、全道教研集会を集約点に北教組が提起してきたアイヌ民族に関する学習講座、セミナー等への参加、『アイヌ民族に関する学習の指針』や実践資料の発行、各支部での自主編成講座の開催など、多種多様なかわりを可能とする場の設定が増えたことである。

この点については、「アイヌ民族の学習をすすめるにあたっての北教組への要望」に具体的に書かれており、今後さらに充実した実践が期待できる。

## 3 アイヌ民族に関する授業（学習）を実践していない理由について

今回のアンケートでは、回答分会の約30%からアイヌ民族に関する授業（学習）を「していない」と回答があった。

その理由（図2）の第一は「時数の確保が困難」であること、第二には「（自分の学年の）教科書にない」というものであるが、全体的に前回と同様の傾向である。

学校別に見てみると、小学校の「教科書にない」が12ポイント減ったが、「時数の確保が困難」が逆に11ポイント増えるという、大きな変化が見られた。

具体的にどのような部分がネックになっているのかを文章記述の中から探ってみると、以下の点が明らかになった。

まず、一番多かったのは「意識や認識の希薄さ」で、「実践しない理由」についての文章記述全体の28%に達した。（前回も21%で最高率）原因としては、多忙化のなかで「ゆとり」が失

われ、教科書に記述されている学習事項の消化に追われる結果、それ以外の重要課題に目が向かないということがあげられるが、「アイヌ民族が置かれている厳しい現状」や「人権教育の重要な今日的課題」に対する学習や情報の共有化が不足しているという点も無視できない。その意味で、個人学習を基本にしながらも、分会・支会・支部等での組織的な学習や実技研修が必要である。

また中学校では、社会科担当教員が組合員でないことを実施していない「理由」としているが、実践の対象教科を社会科に限定することなく、担当教科も含め、扱うアイヌ民族に関する学習の内容に応じて、教育課程の全領域での実践を自主編成運動と連動させて追求していくことが今後の重要な課題である。

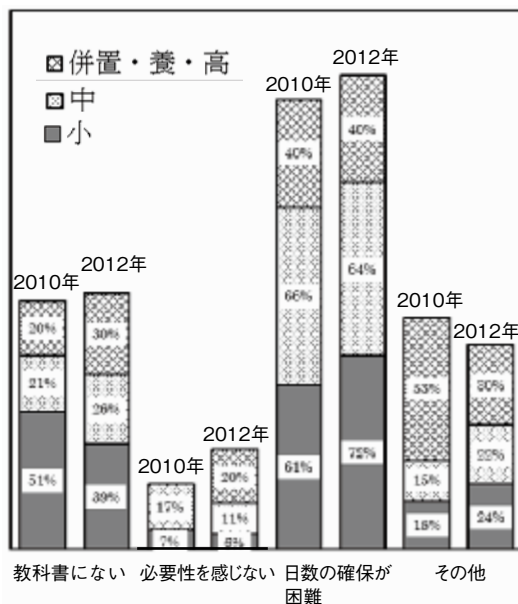
すでに、アイヌ民族に関する学習の実施は組合員の課題ではなく、全教職員の課題であることを「先住民族の権利に関する国連宣言」「ア

イヌ民族を先住民族とする国会決議」「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会報告」「人権教育・啓発推進法」（同法に基づき閣議決定された「人権教育・啓発基本計画」も含む）などをよりどころに、職場の論議を経て教育課程に位置づけるよう努力すべきである。

その他では、「子どもの発達段階を考えると無理」「低学年には難しい」という記述が目立ったが、小学校1～2年生段階でのとりくみについては、アイヌ語かるたや弓遊び、踊り、紙芝居や絵本の読み聞かせ、模様や切り絵等々、「生活科」を中心に子どもの実態に合わせた多様な実践が報告されている。さらに、教科外の時間を活用してアイヌの人権や歴史について触れたり、チセ（アイヌの伝統的居住建築）の見学やマレク漁（<sup>かぎもり</sup>釣鉤によるアイヌの伝統的サケ漁）などの体験学習の実践などもいくつかの地域から報告されるなど、低学年でも十分に対応できる学習環境は整っていると考えられる。

#### 4 どのような観点でアイヌ民族に関する授業（学習）を実践しているか

前回との比較では（図3）、環境学習や言語学習などは横ばいとなっているが、全体の8割を占める歴史学習をはじめ、人権学習や先住民族の観点などはいずれも増加傾向となった。とりわけ、「北海道の先住民族としてのアイヌ」という観点で学習したと回答したのは50%近く



注) アンケート項目にあった「管理職や保護者の理解が得られない」は、2回の調査でも0～1%であったため、割愛した。

図2 アイヌ民族に関する授業(学習)を実践していない理由について

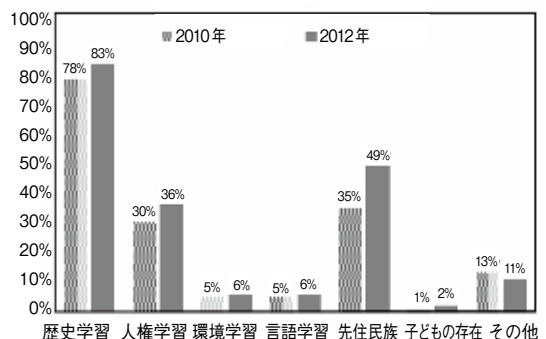


図3 どのような観点でアイヌ民族に関する授業(学習)を実践しているか



にものぼり、前回より14ポイントも増加するという結果になった。

これは、2008年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」が全会一致で採択されたことを受け、北海道はもとより全国レベルでの様々な取り組みや、それらに関する報道などの影響が学校現場に浸透してきた結果とも言える。

また、昨年度から使用が開始された小学校6年社会科教科書に、前項で述べた先住民に関する「国連宣言」やアイヌ民族を先住民族とした「国会決議」などの解説が掲載されたことなども大きな要因であろう。

一方、実践内容が多かった上位三つの視点を学校種別に見てみると（図4）、中学校では人権学習と先住民族の観点がそれぞれ15ポイント、11ポイント伸ばし、小学校においても、歴史学習が6ポイント、先住民族の観点では15ポイントもの増加となった。

また、文章による記述では、「日本の文化の多様性を知るために」「ユーカラ叙事詩を詩の授業として」「学習発表会の劇として」「アイヌ文化を学んで、自分の生活を見直す」「地名の由来の学習」などがあつた他、「子どもの祖父

母がアイヌ民族で、ゲストティーチャーとして招いた」などの実践があつた。さらには、「教育課程や年間指導計画にある」「副読本に掲載されている」「地域学習の一環として」などの回答も多いことから、教育課程に位置づけられていたり、各種の副読本が身近にあることなどが実践の突破口となることが前回調査と同様に示されたといえる。

## 5 アイヌ民族にかかわる授業実践について（小学校）

今回のアンケートでは、前回と比べ「アイヌ民族に関する学習」を行っている小学校は、63%から75%へと10ポイント以上増加している。これを学年別に見ると、約半数が4年生でのとりくみであり、これに3年生も含めると全体の6割を超える実践が、中学年でのとりくみであることがわかる。次いで多いのが、6年生でのとりくみとなっている。

これらの学年では、社会科の学習として教育課程のなかに位置づけられている（中学年の地域学習や6年生の歴史学習・人権学習などとして）ことから、扱う機会も多くなっているであろう。

一方で数のうえでは少なくとも、1～2年生や5年生でのとりくみも報告されている。「扱いたい」「扱わなければならない」という思いを行動に移しさえすれば、どの学年でもアイヌ民族にかかわる学習にとりくむことができるのである。

次に、教科別の実践状況を見ると、やはり社会科での扱いが全体の7割を占めている。次いで総合学習でのとりくみとなっているが、これは集会活動や学習発表会、修・見学旅行などの事前・事後の学習と関連づけての実践も多かった。

しかし、アイヌ民族に関する学習は社会科や総合学習だけのものではない。低学年において

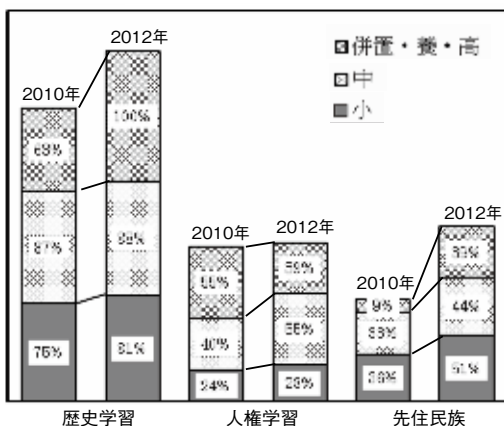


図4 どのような観点でアイヌ民族に関する授業（学習）を実践しているか（学校種別）

**【小・中学校でとりくまれた実践の具体例】**

<p>小 学 校 実 践 例</p>	<p>◆<b>生活・文化にふれる</b>～衣食住などアイヌの伝統的なくらしについて、歌や踊りの体験、遊びの体験、アイヌ語カルタ、文様づくり（切り絵、切り絵を使ったランチョンマット・しおり・コースター）、アイヌ文様（うろこ彫り）を用いたオルゴールづくり、読み聞かせ、ししゅう、ムックリ体験・ムックリ作り、ゴザ編み体験、狩猟具体験、イナキビ栽培～団子づくり、オオウバユリ～澱粉作り、サケ漁（マレック）体験～サケ料理、輪遊び、弓矢遊び、イタドリの笛作り、うなり木作り、アツシ織り体験、イナウ削り体験、シナノキのひも（皮むき～皮干し）作り、カエカ、ミサンガ作り、ハルニレの樹皮～繊維作り、プ（倉庫）づくり、チセ見学など</p> <p>◆<b>歴史学習として</b>～地域の歴史の学習として、北海道の歴史の学習として、日本の歴史の学習の中で（松前藩や和人とのかかわり、シャクシャインの戦い、北海道開拓とのかかわり、大正デモクラシーなど）、アイヌ語に由来する地名について、和人とのかかわり・戦いの歴史（コシヤマインの戦い、シャクシャインの戦い）・北海道の開拓とのかかわり、北方領土の学習にからめて、アイヌ語に由来する地名、生活の変化など</p> <p>◆<b>人権学習として</b>～北海道の先住民族として、先住権について、差別や同化政策について、憲法学習の基本的人権にからめて、現在の生活についてなど</p>
<p>中 学 校 実 践 例</p>	<p>◆<b>人権学習として</b>～現在も根強く残る差別（在日朝鮮人、アイヌの人々など）、基本的人権の中で、アイヌ民族の尊重とアイヌ文化振興法、差別の体験談の紹介、差別や偏見と私たちの生活について、アイヌの人たちに対する現状を学習、日本の先住民族として、土地を奪われ、言語を奪われてきた歴史をふまえて、旧土人保護法をなくして、アイヌ文化振興法ができた意義を考えるなど</p> <p>◆<b>社会科の中で</b>～アイヌ語地名、アイヌ語の地名、アイヌ民族の自然観、アイヌの生活を知り自分の生活を見直そう、アイヌの歴史と文化、倭人とのかかわり、蝦夷地とアイヌ民族、コシヤマインの戦い、シャクシャインの戦いについて、近世のアイヌとの交易、原始より室町時代にいたる北海道史概観・講師を招いての講話など、擦文文化からアイヌ文化への変化、アイヌの人々との交易 津軽藩安東氏とのかかわり、鎖国下の対外関係（アイヌ民族との交易）、樺太、千島交換条約時の強制移住、民族運動、北海道の開拓とアイヌ、和人の侵略、明治政府のアイヌ同化政策、北海道旧土人保護法、アイヌ文化振興法、ムックリ演奏、アイヌ語の簡単な文章・会話・あいさつ、ピリカコタン訪問など</p> <p>◆<b>総合学習の中で</b>～DVD視聴等によるアイヌ文化を理解する、アイヌ語、アイヌ文様の作成、アイヌの踊りの体験（外部講師による指導で実践）、アイヌ総合センター見学とまとめの作成、町の資料館の見学・テキストでの説明、アイヌ調査室を訪問し体験学習を発表、アイヌ調査室の方を講師として授業、北海道の先住民族と歴史・自然観、北海道の地域学習、北方民族博物館での調査・まとめ・発表、民族衣装、歴史的な偏見や差別問題、アイヌの母を持つ男性から民族衣装を見せてもらうなど</p> <p>◆<b>美術科の中で</b>～アイヌ紋様のデザインと文化の理解、パスイ（箸）づくり、アイヌの口琴「ムックリ」づくり、アイヌシリキを元にしたオリジナルロゴ（シンボルマーク）、シソキに込められた祈りを知り、自らを示すシンボルマークに生かす、アイヌ民族の木彫りを参考にした木工の小物づくり、</p> <p>◆<b>音楽科の中で</b>～アイヌ民謡観賞など</p> <p>◆<b>外国語の中で</b>～言語として、オーストラリアのアボリジニーを題材として扱っている部分があるので、アイヌ民族のことについて触れた</p> <p>◆<b>日本語の中で</b>～詩に関わる基礎知識の指導の中で</p>

は、「生活科」での実践が多く寄せられるなど、教科にかかわらず様々なとりくみを可能としている。

## 6 アイヌ民族にかかわる授業実践について (中学校)

「アイヌ民族に関する学習」を行っている中学校は60%となり、昨年度と同様に実践を継続維持していることがわかる。学年別にみると、2年生では全体の4割を超え、3年生では3割で実践が行われているのがわかる。

アンケート記述欄には「教科書に出てくる…」という記述が多い。中学校では教科書の中にも記述されている教科もあるため、その部分と関連づけて扱いやすいことがとりくみへとつながっていると考えられる。

次に、教科別の実践状況をみると、社会科での扱いが全体の7割を占めている。また、社会科「歴史」分野では、2学年で学習するよう教育課程が編成されていることが多く、社会科全体の4割以上の実践が行われている。次いで3学年での社会科「公民」分野が2割5分の実践となっている。

カテゴリーとしては、「歴史学習」は割合を伸ばしている。また、「先住民族」の側面での取り扱いも全体では34%から44%と10ポイントも伸びている。

記述欄をみると、「分会で確認していない」や「特に意識されていない」などの記述がされて「実施していない」という回答をしている学校もあるが、中学校は教科担任制ということもあり、教科書掲載の状況や副読本の活用の現状が全体に理解されていない場合があるので、実際の実施状況はさらに増加するだろうと考えら

れる。

## おわりに

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が発行した副読本『アイヌ民族：歴史と現在』について、一部の政党議員が「記載に誤りがある」「敵対を煽る内容である」などとして国および道に対し副読本の精査を要求した。さらに、副読本執筆者に組合員がいることを強調し、ネットTV等で「副読本」とともに北教組の『指針』についても「おかしな主張が入っている」と決めつけるなど、不当な批判を繰り返した。

多くの教科書が「アイヌ民族はそれまでの生活や文化を奪われた」などの記述をしているにもかかわらず、一議員の「ともすればアイヌの方々が先に北海道に住んでいて日本人がそれを奪ったというような間違った認識が広がっている」としたことについても教育行政は、十分な検討を行うことなく「必要な対応を行う」とした。

このような姿勢は、①先住権をはじめとするアイヌ民族の権利を蔑ろにすること、②人権教育を基盤としたアイヌ民族の学習を阻害する恐れがあること、③歴史的事実を隠蔽・歪曲し、子どもたちの真実を知る権利を侵害することなど、アイヌ民族の人権はもとより子どもの学習権をも侵害するものである。

今後も私たちは、各学校現場において、アイヌの歴史と文化をはじめ、現代のアイヌを見つめ、先住権を含む基本的人権の尊重といった側面から「アイヌ民族の学習」を一層すすめていくことが大切である。